

北海道告示第11392号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和3年3月29日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年11月27日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ中札内店

北海道河西郡中札内村大通南6丁目3番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成

北海道札幌市中央区北8条西21丁目1番10号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前)

いちまる中札内パルティー店

(変更後)

マックスバリュ中札内店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
㈱いちまる	代表取締役 加藤 裕功	帯広市西5条南34丁目12番地
㈱サッポロドラッグストア	代表取締役 富山 睦浩	札幌市北区太平3条1丁目2-18

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更したもの
マックスバリュ北海道㈱	代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	①
㈱サッポロドラッグストア	代表取締役 富山 浩樹	札幌市北区太平3条1丁目2-18	②
㈱ルーキーファーム	代表取締役 加藤 裕功	帯広市西5条南34丁目12	③

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成27年10月1日

上記(3)イ① 平成24年11月12日

上記(3)イ② 平成27年5月14日

上記(3)イ③ 平成27年10月1日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 事業承継のため

上記(3)イ① 小売業者の変更のため

上記(3)イ② 代表者変更のため

上記(3)イ③ 小売業者の変更のため

2 届出年月日

令和2年9月11日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年11月27日（金）から令和3年3月29日（月）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで、翌年の1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで